

# THEATRE E9 KYOTO 新型コロナウイルス感染症感染予防の為の臨時追加規約

(2022.11.22)

政府、行政および医療機関によるガイドラインを参考に、感染予防を目的とし劇場使用上の規約を追加します。ただし本規約は2022年11月22日現在のものとし、必要に応じて適宜改正を行います。

## 【重要】

- ・ 府市から劇場施設等の休止要請が解除あるいは緊急事態宣言が解除されていることを前提とします。
- ・ 府市から劇場施設等の休止要請が再び出た場合は劇場の使用及び上演は中止とします。
- ・ 施設内(カフェ及び2Fシェアオフィスを含む)より感染者が出た場合は、保健所の指示に従っていただきます。
- ・ 上記の理由により、中止の際に生じた損害の賠償責任は負わないものとします。
- ・ 利用料金の支払いについては、原則として利用規約を前提に両方で協議とします。

## 【客席】 ※客席図を参照してください。

- ・ 舞台端と、対面して座る観客の最前列までを（水平方向で）2m程度（最低でも1m）確保すること。または、発声を伴うアクティグエリアから観客の最前列までを（水平方向で）2m程度（最低でも1m）確保すること。
- ・ 客席数の上限は89席です。推奨する客席数は60席です。  
入場規制が収容人数の50%以内とされる場合は44席とします。別途図面をご確認ください。
- ・ 場内換気扇は、常時二台以上とする。

## 【楽屋】

- ・ 定員（同時利用）10名
- ・ 換気扇は常時稼働としてください。加えて、二酸化炭素モニターを参考に適宜、換気を行ってください。（窓を開けて換気を行う際、楽屋から外に声が響きますので、特に夜間などご注意ください。）  
<「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>>
- ・ 楽屋に入る際は手洗いをしてください。
- ・ 対面や大きな声での会話を控えてください。
- ・ 向かい合って、食事をするのを控えてください。
- ・ 炊き出しは出来ません。
- ・ 可能な限り不織布マスクを着用してください。
- ・ 退館時は、机、鏡前など、消毒作業を行ってください。

## A.公演実施のために必要な措置

以下の措置を当館スタッフと十分に協議をしながら講じてください。

### <稽古実施の前提>

- ・スタッフ・キャストは健康を守ることを第一と考え、体調が悪い(かもしれない)と感じた場合には、主催者代表者に報告の上、気兼ねをせずに休むこと。
- ・主催者は、体調不良者が出た場合に備え、可能な限りバックアップができる体制を構築すること。
- ・万一感染者が出て、稽古・公演に中止を含む支障が出た場合も、感染者に責務を負わせない。
- ・稽古の続行・休止・中止については主催者が責任を持って決定し、速やかに劇場に報告すること。
- ・各自検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合や下記の症状に該当する場合は、医療機関・専用窓口連絡し、その指示に従うこと。

咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、

鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐等の症状

- ・過去1週間以内に政府から入国制限、入国後の検査・待機期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合は、入国から7日以上経過した後、稽古参加とする。

(ただし、厚労省が定める「日本入国時の検疫措置」に準ずる場合は、これに限らない)

### <劇場入り前の対策>

#### (1) 入場制限の設定

公演主催者は、以下のような手段をとり、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討すること。

- ・入場待機列の設置。
- ・大人数での来館の制限等。
- ・事前に余裕を持った入場時間、退場時間を設定し、整理番号やゾーンごとの時間差での入退場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。

#### (2) 来場するお客様への事前周知

項目Bを参照の上、必ず事前に周知を行うこと。

#### (3) 公演実施に関わる方に周知、実施していただきたいこと

- ・公演実施に関わるすべての方の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成し、劇場利用時に当館へ提出する。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・感染予防のルール及びこれを踏まえた現場の対応策を、全員に周知し徹底を図る。

### <劇場入り、公演中の対策>

#### (1) 公演実施に関わる方の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数とする。
- ・各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合や下記の症状に該当する場合は、医療機関・専用窓口連絡し、その指示に従うこと。

咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、

鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐等の症状

- ・公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・公演関係者は来館時に検温と健康状態のチェックを行い、その記録を当館と共有する。
- ・本番時は求めないが、リハーサル時や舞台袖での待機時などは可能な限り不織布マスクを着用し、出演者間で十分な間隔をとる。また、公演前後の手指消毒を徹底する。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・仕込み・リハーサル・撤去等は、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。

## (2) 感染が疑われる者が発生した場合

- ・別紙1「感染が疑われる者が発生した場合の対応策」を参照。

## (3) 受付

- ・当館で設置する予防策を講じた受付を使用する。
- ・不織布マスクの着用と手指消毒を徹底する。
- ・入場時に来場者には一定の間隔を開けるよう整列を促す。
- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、可能な限りオンライン販売やキャッシュレス決済を利用する。
- ・グッズ等の販売は、飛沫感染パネル設置済みブース内で行ってください。  
密集を防ぐための誘導を行い、距離を保った上で実施すること。出演者による販売は認められません。  
混雑が回避できないと認められる場合または指導に従わないなどの場合は中止とします。
- ・出演者の出待ちや面会等を行わない。

## (4) 公演会場内の感染防止策

- ・ドアノブや手すり、テーブル、椅子などの消毒を定期的に行う。
- ・ゴミの廃棄を行う際は、不織布マスクや手袋の着用を徹底する。

## B.来場されるお客様にお願いしていただきたいこと

### (1) 周知・広報

来場者に対して、以下のことを事前に周知してください。

- ・入場の際の不織布マスクの着用を必須とすること。  
※何らかの理由で着用できない場合を除く。お持ちでない場合は劇場からお渡しします。
- ・咳エチケット・手洗い・手指消毒を徹底すること。
- ・社会的距離の確保を行うこと。
- ・各自検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合や下記の症状に該当する場合も、来場を控えること。  
咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、  
鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐 等の症状
- ・過去1週間以内に政府から入国制限、入国後の検査・待機期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合は、来場を控えること。  
(ただし、厚労省が定める「日本入国時の検疫措置」に準ずる場合は、これに限らない)
- ・来場者同士の接触、大声での会話は控えること。

### (2) 来場者への入場時の対応

- ・上記(1)で周知した内容を必ず実施してください。
- ・すべての来場者による検温を行うこと。  
37.5℃以上の場合、接触型体温計で検温を行い、再度37.5℃以上の発熱が確認された場合、入場をお断りすること。
- ・37.5℃以上の発熱がない場合でも、以下の症状がある場合は入場をお断りすること。  
咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、  
鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐 等の症状

【京都市保健所 TEL075-222-3411 FAX075-222-3416】

【きょうと新型コロナ医療相談センター 075-414-5487】